

第 3 回

熊本県議会

# 農林水産常任委員会会議記録

平成19年9月26日

開 会 中

場 所 第 1 委 員 会 室

第 3 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

平成19年 9 月26日 (水曜日)

午前10時0分開議

午前11時54分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成19年度熊本県一般会計補正予算(第5号)

議案第20号 平成19年度農地海岸保全事業、県営かんがい排水事業、県営畑地帯総合整備事業、県営経営体育成基盤整備事業、広域農道事業、一般農道事業、県営中山間地域総合整備事業、ふるさと農道緊急整備事業、水と緑ふるさと保全対策事業、ふるさと林道緊急整備事業、沿岸漁場保全事業、地域水産物供給基盤整備事業、広域漁港整備事業、単県漁港改良事業、単県漁港しゅんせつ事業及び漁村再生交付金事業の経費に対する市町村負担金について

議案第21号 平成19年度農地海岸保全事業及び漁港海岸保全施設整備事業の経費に対する市町村負担金について

議案第22号 平成19年度県営土地改良事業の経費に対する市町村負担金について

報告第15号 財団法人熊本県農業公社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第16号 社団法人熊本県林業公社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第17号 財団法人熊本県林業従事者育成基金の経営状況を説明する書類の提出について

請第11号 熊本県内における遺伝子組み換えナタネの自生・交雑の防止に関する請願

閉会中の継続審査事件について

報告事項

① 県関与見直し実行計画に基づく県出資

団体等の見直し状況報告について

② 品目横断的経営安定対策への取組状況について

③ 国営川辺川土地改良事業(利水事業)の現状と今後の進め方について

④ 第31回全国育樹祭の開催について

⑤ 熊本県森林吸収量確保推進計画について

出席委員(8人)

委員長	中村博生
副委員長	佐藤雅司
委員	前川 收
委員	田端 義一
委員	西 聖一
委員	内野 幸喜
委員	上田 泰弘
委員	高木 健次

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

部長	山本隆生
次長	廣田大作
次長	三島和隆
次長	上田 堅
次長	横山一敏
次長	吉田好一郎

首席農林水産審議員兼

農林水産政策課長 瀬口 豊

団体支援総室長 丸山 秀人

団体支援総室副総室長 船越 宏樹

農林水産政策監兼

団体検査室長 東 泰治

農業経営課長 伊藤 敏明

農業技術課長 本田 民雄

首席農林水産審議員兼

農産課長 村 田 稔  
園芸生産・流通課長 藤 井 正 範  
畜産課長 高 野 敏 則

首席農林水産審議員兼

農村計画・技術管理課長 進 藤 金 日 子  
農村整備課長 加 納 義 英  
森林整備課長 織 田 央  
林業振興課長 井 手 澄 男  
森林保全課長 下 林 恭

首席農林水産審議員兼

水産振興課長 堤 泰 博  
漁港漁場整備課長 久保田 義 信

事務局職員出席者

議事課課長補佐 森 本 健 一  
政務調査課課長補佐 植木野 美 紀 子

午前10時開会

○中村博生委員長 おはようございます。

それでは、ただいまから、第3回農林水産常任委員会を開会いたします。

初めに、さきの本会議におきまして、新たに本委員会の委員に選任されました高木委員から、一言ごあいさつをお願いいたします。

○高木健次委員 皆さんおはようございます。合志市選出の高木です。

今回、当農林水産常任委員会に所属することになりましたので、どうぞよろしく願い申し上げます。

○中村博生委員長 次に、今回付託された請第11号について、提出者から趣旨説明の申し出がっておりますので、これを許可したいと思います。

請第11号についての説明者を入室させてください。

(請第11号の説明者入室)

○中村博生委員長 説明者の方に申し上げます。

す。

各委員には、請願の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いしたいと思います。

(請第11号の説明者の趣旨説明)

○中村博生委員長 趣旨はよくわかりましたので、後でよく審査したいと思います。本日はこれでお引き取りください。

(請第11号の説明者退室)

○中村博生委員長 次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

また、本日の説明等を行われる際、執行部の皆さんは着席のままで行っていただきたいと思います。

それでは、農林水産部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いします。

○山本農林水産部長 おはようございます。御提案いたしております議案の説明に先立ちまして、まず、去る6月から7月にかけての梅雨前線豪雨並びに台風4号及び台風5号による災害の状況について御報告いたします。

梅雨前線豪雨では、農地損壊や山地崩壊を中心に被害額約78億6,000万円に上るなど、県下各地に大きな被害をもたらしました。

また、台風4号及び5号では、山地崩壊や水稻の倒伏等による農作物被害を中心に約3億円の被害が出ております。

なお、梅雨前線豪雨及び台風4号につきましては8月10日に、台風5号についても9月20日に激甚災害としての指定がなされております。

県といたしましては、農地、農林道等の農林水産業施設及び山地崩壊等の一日も早い復旧と再度の災害防止に努めてまいります。

次に、国営川辺川土地改良事業につきまし

ては、依然として地元市町村の意見の一致が見られず、国の来年度予算の確保あるいは事業の継続について、予断を許さない状況にございます。

県といたしましては、今後の地元市町村間の協議状況や国の動向等を見きわめつつ、農家中心という大原則を念頭に置きながら、県として何をなすべきかを見据えた上で、精いっぱい対応してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

詳細につきましては、後ほどその他報告事項の中で担当課長から御説明申し上げます。

次に、来る11月4日、第31回全国育樹祭が、皇族殿下の御臨席を仰ぎ、阿蘇みんなの森で開催されます。

「この地球<sup>ほし</sup>の未来を潤すみどりの力」をテーマに、県内外から約6,000人の参加を得て、皇族殿下による杉の木のお手入れや参加者による育樹作業、緑化功労者の表彰等の行事を行うことといたしており、県民参加の森づくりへの機運を一段と高めてまいりたいと考えております。後ほど担当課長から改めて御説明申し上げます。

それでは、今定例県議会に提案いたしております議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回御提案いたしておりますのは、一般会計補正予算及び市町村負担金関係議案でございます。

まず、補正予算の主な内容でございますが、地球温暖化防止のための森林吸収源対策として、民有林における間伐を追加的に実施する間伐関連事業費、また、先ほど報告申し上げました農地、農業用施設、林道、治山施設等の原形復旧、山地崩壊や土砂流出等の再度の災害を防止するため、緊急的な治山施設を整備する緊急治山事業などの災害対策費などについて所要額を計上いたしております。

あわせて、農業大学校における全寮制学生及び研修生等に対する給食業務委託のための

債務負担行為の設定もお願いいたしております。

次に、条例等案件といたしましては、市町村負担金関係3議案を提案いたしております。平成19年度に実施いたします農地海岸、農道、林道、漁場、漁港等の各事業、県営土地改良事業等に要する経費の一部につきまして、受益市町村に負担いただく負担率を定めるものでございます。

次に、報告事項といたしましては、財団法人熊本県農業公社、社団法人熊本県林業公社及び財団法人熊本県林業従事者育成基金の経営状況を説明する書類を提出いたしております。

以上が今回提案いたしております議案の概要でございますが、詳細につきましては、それぞれ担当課長から御説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

なお、その他報告事項といたしまして、県関与見直し実行計画に基づく県出資団体等の見直し状況報告についてほか4件について、それぞれ関係課長から御報告申し上げますことといたしております。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○瀬口農林水産政策課長 それでは、資料の2ページをお願いしたいと思います。

農林水産政策課でございます。

99万円の増額補正をお願いしております。

内容としましては、水産研究センターの試験調査事業、藻場造成技術開発試験におきまして、独立行政法人から全額の事業受託に関する補正でございます。

続きまして、説明資料の16ページをお願いいたします。

16ページが議案第20号、18ページが議案第21号、19ページが議案第22号でございます。

いずれも平成19年度におきまして、農林水産部所管の県営事業におきまして、市町村が

負担すべき金額を定めるものでございます。

なお、市町村の負担を定めるには、受益市町村の意見を聞いた上で、県議会の議決を経て定めることとなっておりますが、関係法が、地方財政法、海岸法、土地改良法にまたがっておりますので、その根拠ごとに議案を提案するものでございます。

説明につきましては、昨年度との違いについてのみ御説明いたしたいと思っております。

まず、16ページをお開きいただきたいと思います。

表中の5番、6番、県営経営体育成基盤整備事業及び広域農道事業について、平成18年度に事業実施のなかった地域整備関連促進及び農道環境整備を追加したものでございます。

次のページでございますけれども、17番漁村再生交付金事業でございます。

これは、国庫補助制度の変更に伴いまして、昨年度までの漁港漁場機能高度化事業を廃止し、新設したものでございます。負担率は、漁港漁場機能高度化事業が6分の1だったのに対し、今年度の漁村再生交付金事業は100分の10に設定しております。市町の事業に対する県の継ぎ足し補助を廃止したため、県事業に対しても市町の負担を軽減したということでございます。

続きまして、19ページをお願いいたします。

表中の10番及び18番の湛水防除事業及び防災ダム事業につきまして、平成18年度に事業実施のなかったものを追加したもので、負担額は国が示しておりますガイドラインによるものでございます。

そのほかにつきましては、3議案とも昨年度と同様でございます。

以上、よろしく願いいたします。

続きまして、熊本県農業公社の決算状況についてでございます。

別冊の経営状況があると思っておりますけれど

も、その中に1枚、概要というものを挟んであるかと思っております。それで説明させていただきたいと思っております。

報告第15号財団法人熊本県農業公社の経営状況を説明する書類の提出についてでございますが、地方公共団体が2分の1以上出資している団体につきましては、地方自治法第24条の3第2項の規定によりまして、その経営状況を毎年度報告することとなっております。

内容につきましては、農業公社は農林水産政策課、農業経営課、畜産課にまたがっておりますので、代表して農林水産政策課から御報告させていただきたいと思っております。

お手元の1枚紙でございますけれども、農業公社は、農地保有合理化事業、畜産関連事業及び農業公園の管理運営等を通じて、本県農業の発展と農家経営の安定向上に寄与することを目的としまして、平成15年4月、農地管理公社と畜産開発公社を統合して設立しております。所在地、組織、基本金については、記載のとおりでございます。

続きまして、平成18年度決算の概要についてでございます。

農地保有合理化事業、畜産基盤整備事業を所管する一般会計、公共育成牧場の経営を所管する畜産振興基金特別会計及び農業公園管理運営等事業特別会計の3会計を総合した下から2段目の当期正味財産増減額は、マイナス3,880万円となっております。その下段の正味財産期末残高は、2億5,376万円余となっております。

この3つの会計のうち、一般会計と農業公園管理運営等特別会計につきましては、黒字経営となっておりますが、畜産振興特別会計につきましては、当期正味財産増減額がマイナス4,165万円余、正味財産期末残高がマイナス2億1,704万円余となっております。大変厳しい経営状況になっております。その詳細につきましては、後ほど御説明いたします。

次に、事業実績等について御説明いたします。

最初に、農地保有合理化事業について説明いたします。

当事業は、規模を縮小したい農家から農地を買い入れ、規模拡大を希望する担い手農業者等へ農地を集積させる事業であり、農地の集団化等を効果的、効率的に進める上で、必要不可欠な事業と考えております。

その中心事業であります農地売買事業の平成18年度の実績ですが、買い入れ、売り渡し実績とも、前年度を上回るものとなっております。

次に、畜産基盤整備事業についてですが、玉名地域、菊池地域等4地域で、飼料畑、畜舎、家畜排せつ物処理施設等の整備を実施したところです。

次に、裏面に移りまして、公共育成牧場経営事業についてですが、県公共育成牧場の指定管理者としての農家からの育成牛の預託のほか、肉用牛の改良推進のための受精卵供給の業務、県の種雄牛管理等の業務を受託しております。

平成18年度実績では、生乳生産調整等を初めとした酪農経営環境の大きな変化を受けまして預託頭数が320頭となり、平成17年度の388頭から大きく減少していることが特徴的なところとなっております。

次に、公共育成牧場経営事業の経営状況についてでございます。

これまでの経緯を簡単に述べますと、平成3年度からの牛肉輸入化の影響を受けまして、平成5年度末には累積欠損金を2億4,600万円に拡大させております。その後、経営改善等の努力によりまして、平成15年度までは単年度黒字で推移し、累積欠損金も1億3,300万円まで減少してまいりましたが、平成16年度は、不足する退職給与引当金を積みましましたことで2,300万円余の赤字、平成17年度は、生乳生産調整の影響を受けて預託頭数が

減少し、約1,900万円の赤字となり、2期連続の赤字を計上したところです。

このような状況を受けまして、平成18年度は、関係団体とともに、預託事業の見直し等の検討、経営改善への取り組みを実施したところですが、預託頭数はさらに落ち込み4,100万円余の赤字となり、累積欠損金は2億1,700万円余に拡大しております。

この経営課題に対する取り組みについてありますが、生乳生産調整や配合飼料の高騰を初め、公共育成牧場を取り巻く環境が大きく変化していることから、牧場の役割や経営見込みを検証しながら、現在そのあり方も含めて検討を進めているところでございます。

次に、農業公園管理運営事業についてありますが、県農業公園の指定管理者として、施設の管理運営を受託しているところでありまして、平成18年度の入園者は50万9,000人となっております。3年ぶりに50万人の大台に回復しているところでございます。

最後に、平成19年度の事業計画につきましては、別冊経営状況を説明する書類の21ページ以降に記載しております。その説明については、資料をごらんいただくということで省略させていただきます。

以上、財団法人県農業公社の経営状況について御報告を終わります。

○丸山団体支援総室長 団体支援総室でございます。

説明資料の3ページをお願いいたします。

共同利用施設災害復旧費におきまして、国庫支出金返納金といたしまして14万6,000円の増額補正をお願いしております。

この返納の対象となります災害復旧事業は、平成16年9月、台風18号により被害を受けました農協の倉庫や選果場などの共同利用施設に係るものでございます。

平成16年度に、県は、事業実施主体であります5農協に対しまして、総額で1,100万円

余の補助金を交付し、その財源といたしまして、国からその全額について補助金の交付を受けたものでございます。

今般その中で、2農協3施設で補助金を14万6,000円上回って受領していたことが判明いたしました。その分につきまして、農協から県に対して返納させるとともに、県から国に対して返納を行うものでございます。

団体支援総室は以上でございます。御審議方よろしくお願いいたします。

○伊藤農業経営課長 農業経営課でございます。

説明資料の4ページをお願いいたします。

農業総務費の国庫支出金返納金でございます。

24万3,000円を補正額として計上しております。

説明欄でございますが、これは農業委員会等振興助成費の国庫支出金の返納金でございます。

中身といたしましては、会議費等の実績減に伴う国庫支出金の返納金でございます。

次に、農業指導施設費でございます。

債務負担行為の追加でございます。

説明欄にございますように、農業大学校給食業務の債務負担行為の設定でございます。

農業大学の給食業務につきましては、今年度までは毎年入札により単年度契約を行っておりましたが、県行革の一環といたしまして、提案公募型を来年度から採用することとしております。サービスの向上、それから経費の節減を図るため、また、安定的経営をさせるために複数年度、3カ年ということで債務負担をお願いしているところでございます。

農業経営課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○本田農業技術課長 農業技術課でございます。

資料の5ページをお願いいたします。

まず、農業改良普及推進費でございますが、説明欄の産学官連携普及強化促進事業でございます。新規でございます。

これにつきましては、本年度創設されました国の公募型補助事業に応募し採択されたものでございまして、県の普及組織を中心といたしまして、産学官の連携により産地の活性化を図る目的で取り組むものでございます。

1,212万円余の増額補正をお願いいたしております。

具体的には、菊池地域で成分調整ペレット堆肥等による環境保全型農業体系の確立と普及、または芦北の日本一早いソバ街道づくりを計画しておるところでございます。

次に、植物防疫費の病虫害発生予察事業費でございます。

説明欄の環境に配慮した病虫害防除推進事業でございますが、臭化メチルの使用量削減に向けた総合防除の推進のための増額補正696万円余でございます。

具体的には、JA八代が行います低透過性フィルムを用いた臭化メチル削減技術の大規模実証圃でございます。

次に、下段でございますが、農薬安全対策費です。

説明欄の農薬残留対策事業費の受託業務の増に伴います20万円余の増額補正でございます。

以上、農業技術課は、合計1,928万円余の増額補正をお願いいたしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高野畜産課長 畜産課でございます。

説明資料の6ページをお願いいたします。

畜産課といたしましては、2つの事業の補正予算をお願いしているところでございます。

まず、国庫支出金返納金でございますけれども、これは家畜施設等の整備事業におきま

して、消費税額が確定したことに伴いまして、この相当額の補助金を事業主体から受け入れて国に返納する事業でございます。

続きまして、下の方の事業でございますけれども、自衛防疫強化総合対策事業でございますけれども、これは高病原性鳥インフルエンザの防疫対策といたしまして、動力噴霧器、それとか防虫ネット、こういったものを農家に整備する事業でございます。国の事業実施が当初予算に間に合いませんでしたので、今回の補正をお願いするものでございます。総額1,473万円余の増額補正をお願いしております。

御審議よろしく願いいたします。

○進藤農村計画・技術管理課長 農村計画・技術管理課でございます。

7ページをお開き願います。

土地改良費の補正について説明いたします。

農業用水水源地域保全対策事業についてでございますが、4,397万5,000円をお願いしております。

この事業は、農業部門と林業部門が連携して、良質な農業用水の安定供給という側面から水源林整備に農業サイドからアプローチしまして、地球温暖化対策に貢献していこうとするものでございます。本年度、国において制度化されたものでございます。

具体的には、良質な農業用水の安定的な供給のために、農業用水の水源林や耕作放棄地の調査を行うということと、農業関係者を初め地域住民等に対しまして、農業用水や水源地域を取り巻く現状、課題への理解促進、さらには農業用水の有効利用につきまして広く普及促進するものでございます。本事業は、環境立県を目指す本県にとりましても大変有効な事業と考えておりますので、今回補正をお願いするものでございます。

御審議をよろしく願いいたします。

○加納農村整備課長 農村整備課でございます。

8ページ目をお願いします。

国庫支出金返納金でございますが、732万1,000円の補正をお願いするもので、右の説明欄の方に記載しておりますとおり、測量設計委託業務の変更契約に伴います国庫補助金等の返還であります。

次に、9ページをお願いいたします。

農地災害復旧費でございます。

説明欄にも記載しておりますが、本年6月から8月にかけての梅雨前線によります豪雨、そしてまた台風4号等によりまして、美里町を初めとしました広範囲に災害が発生いたしております。

これらの復旧工事を2つの事業で対応してまいりたいと考えておりますが、1つは、中ほどに記載しております現年団体営耕地災害復旧費でございます。

市町村などが事業主体となって農地や水路等の復旧を行うものでございまして、13億4,300万円の増額補正をお願いするものでございます。

また、その下の現年県営耕地災害復旧費は、県が事業主体となって復旧する工事でございます。

説明欄に記載しております日時の豪雨によりまして、緑川に鵜の瀬という農業の堰がございますが、その堰が被災をいたしましたので、復旧工事を2億600万円の補正にてお願いをするものでございます。

団体営、県営合わせまして、合計15億4,900万円の増額補正をお願いするものでございます。

以上です。

○織田森林整備課長 森林整備課でございます。

まず、補正予算の関係を御説明いたします。



資料の10ページをお願いいたします。

流域総合間伐対策事業費で補正額2,331万5,000円を計上しております。

財源の内訳は、全額国庫支出金でございます。

事業の内容でございますけれども、2つございまして、1つは、高性能林業機械の導入のための経費の補助でございます、水俣芦北森林組合でフォワーダという機械を導入することとしております。

もう一つは、モデル的に行います列状間伐に係る経費の補助でございます、これは今年度から国の方で新たに創設された補助事業の未整備森林緊急公的整備導入モデル事業という事業で行います。

次に、造林事業費で3億9,589万円を計上しております、財源内訳は、そこに掲載されているとおりでございます。

事業内容は、間伐等の造林事業に対する補助でございます。

11ページをお願いいたします。

県有林造成事業費で、いわゆる財源内訳の変更を行っております。

具体的には、一般財源で行う予定でございました素材生産事業、いわゆる立っている木を伐採して丸太にして集積する事業でございますけれども、この一部1,800万円分につきまして、先ほど申し上げました全額国庫で行います未整備森林緊急公的整備導入モデル事業に振りかえて列状間伐を実施するものでございます。

なお、後ほどまた御説明いたしますけれども、森林整備課関係の今回提案させていただいている補正予算につきましては、最初に説明いたしました高性能林業機械の導入に係る補助を除きまして、すべて地球温暖化防止森林吸収源対策としての追加的な間伐を行うためのものでございます。

補正予算関係は、以上でございます。

続きまして、報告事項の熊本県林業公社の

経営状況について説明させていただきます。

別冊の社団法人熊本県林業公社の経営状況を説明する書類という冊子がございます。これに挟んでおります1枚紙で説明をさせていただきたいと思っております。

まず、設立経緯でございます。

昭和36年に設立されまして、46年には県内一円を対象とする現在の公社に改組をしております。

2の組織の概要につきましては、資料に記載されているとおりでございますけれども、職員数につきましては、平成8年の18人から現在11名まで縮減してきているということでございます。

3の公社事業の概要でございます。

林業公社によります森林整備につきましては、土地所有者と公社が契約を結びまして、公社が費用を負担して造林、保育、管理を行いまして、伐採時の販売収入を公社と土地所有者で分け合うという分収契約方式で行っております。

分収の割合につきましては、当初、公社6、土地所有者4ということで進めてきましたけれども、公社の経営改善の観点から、平成4年度以降の契約は7対3、さらに平成12年度以降につきましては、放置されている皆伐跡地で公益的機能の確保上必要な場合に限定して植栽を行っております、この場合の割合は85対15としております。平成18年度末の契約件数1,438件、面積は9,300ヘクタールという状況です。

次に、18年度の主要事業の実績でございますけれども、現在、原則新植を凍結しております、18年度は下刈りと除間伐を実施しております。

裏面をお願いいたします。

18年度の決算の関係でございます。

貸借対照表でございますけれども、資産の部の流動資産は、これは未収金等でございますし、また固定資産につきましては、これは

ほとんどが山林でございます。

負債の部の流動負債は、未払金等でございます。

それから、固定負債290億円余を計上しておりますけれども、これは内訳として、県からの借入金が203億円、農林漁業金融公庫からの借入金が87億円等となっております。

次に、収支計算書でございますけれども、費用の部の事業費は、これは造林事業費等でございますし、それから一般管理費のうち支払い利息につきましては、農林漁業金融公庫からの借入金に係る支払い利息でございます。

分収交付金、これは間伐等で収益が上がった場合に土地所有者に分収分として交付するものでございます。

受託事業につきましては、県有林の保育、管理を公社の方で受託してございます。

また、借入金返済支出は、県及び農林漁業金融公庫からの借入金の元本償還分でございます。

次に、収入の部の事業収入、これ2,000万円余となっておりますが、公社有林はまだ若干年齢が若くて本格的な伐採時期になっていないので、額がこういう小さい額となっております。

それから、借入金収入4億5,700万円余の内訳でございますけれども、県からの借入金が4億2,900万円余、農林漁業金融公庫からの借入金が2,800万円ということでございます。

最後に4の林業公社の経営改善に向けた取り組みでございます。

公社に関しましては、これまでも、事務事業組織の合理化、借入金の金利軽減等の改善を進めてきたところでございますけれども、依然収支見通しが厳しいということで、平成17年8月に県の方に熊本県林業公社経営改善推進委員会というものを設置したところでございます。

そして、18年3月には、この委員会から経営健全化に向けた追加的な方策を取りまとめた中間報告をいただいたところでございまして、今後これに即して、分収割合の変更ですとか長伐期化等を積極的に進めることとしております。

また、今年度中には、同委員会から、今後の林業公社のあり方についての最終報告をいただくこととなっております。現在鋭意議論を進めていただいているというところでございます。

以上でございます。

○井手林業振興課長 林業振興課でございます。

まず、補正予算につきまして御説明申し上げます。

資料の12ページをお願いいたします。

今回、総額8億4,000万円余の補正増をお願いいたしております。

まず、国庫支出金返納金でございますが、これは広域合併で誕生しました阿蘇市森林組合が、非合併組合が整備した施設を廃止、統合することに伴い、国庫補助残分を自主返納するものでございます。

次に、林業・木材産業振興施設等整備事業費でございますが、これは本年度から取り組んでおります新生産システムの拠点整備工場に、今回新たに製材施設並びに作業用建物が認められたため、それに要する1億円余の補正をお願いするものでございます。

具体的には、地元でも非常に処理に困っておりますパークの粉碎機並びに横切り機、さらに作業用建物でございます。

次に、最下段の林道災害復旧費でございますが、これは部長あいさつにもありまして、7月豪雨、台風災害等で林道に被害を受けました800カ所のうち、説明欄にあります186プラス1、緊急を要する187カ所の災害復旧に要する経費でございます。すべて市町

村の実施主体で実施するものでございます。

以上、8億4,000万円余の補正増額をお願いしているところであります。

続きまして、資料の23ページでございます。報告事項でございます。

財団法人熊本県林業従事者育成基金の経営状況を説明する書類の提出について御説明を申し上げます。

別冊で業務報告書を準備いたしておりますが、その中に1枚概要について取りまとめておりますので、18年度決算概要について御説明をさせていただきます。

まず、設立の趣旨につきましては、林業事業体で雇用される従事者の就業環境を整備して、若年従事者の育成、確保並びに林業の安定的な発展に資することを目的としまして、この基金が設立されたところであります。

基金の経緯につきましては、平成元年から平成9年までに関係機関から出資を募りまして、32億円余の基本財産を造成したところであります。さらに、平成9年度からは、労働力の確保促進に関する法律に基づきまして、当基金が労働力に関するいろんな施策を実施するということが追加されております。

3、4につきましては省略しまして、5の組織につきましては、理事14名、監事3名、事務局6名で事務を実施しております。具体的には裏側の方に組織一覧を示しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

表に戻りまして、6の基本財産につきましては、平成19年4月1日現在につきましては31億7,000万円余の基本財産を管理運営いたしております。

内訳につきましては、申しわけありませんが、裏側の2の基本財産のところをごらんになっていただきます。

現在の基本財産は、31億7,000万円余ですが、基本的には先ほど申しましたように、熊本県、それから市町村、それから団体等を含めまして、32億1,000万円余の基本財産を造

成いたしました。その後、運用してまいりましたが、平成12、13、15につきましては、非常に低金利のこともありまして、運用額が給付額に不足したために基金を取り崩しております。結果としては、きょう現在、31億7,000万円余の基本財産を管理いたしております。

表に戻っていただきまして、7の18年度の決算状況報告でございます。

まず、基金事業につきましては、8,000万円余の給付事業をいたしております。

具体的な中身につきましては、アの退職金共済事業に対する助成、それからイの社会保険加入促進事業に対する助成が主なものでございまして、その他、新規参入者あるいは多技能従事者育成促進事業等々を実施しまして、合計8,200万円余の給付をいたしております。

次に、林業労働力確保支援センター事業といたしまして、国、県、森林組合連合会からの委託、補助事業を実施しております。林野庁、県の補助事業としまして、まずは、林業技能作業士、グリーンワーカーの養成研修を実施するほか、イの元気づくり大会、ウの事業の相談、あるいは指導、雇用管理者研修等々を合計4,000万円ほど実施しまして、合計しますと1億2,000万円余の事業を実施しております。

(2)の収支計算でございますが、収入の部につきましては、基本財産の運用益ほか1億7,000万円余の収入を得ております。

②の支出の部につきましては、先ほど申しましたように、1億2,000万円余の支出をいたしまして、差し引き次期繰越金4,700万円余ということで、経営状況につきましては、非常に適正に経営されております。

運用の中身につきましては、裏面の3の基本財産の運用収入ということで、16、17、18年につきましては、外国債、ユーロそれからドル債を半分運用いたしております。ユーロ高の状況の中で、非常に利子配当を高い

ただいたということで、運用状況につきましては、非常に好ましい状況で運用しております。

以上でございます。

○下林森林保全課長 森林保全課でございます。

13ページをお願いいたします。

補正予算の内容について御説明申し上げます。

治山費で11億6,400万円余の増額補正をお願いしております。

まず、治山事業であります、2億6,000万円の増額補正です。

これは、ことしの梅雨前線豪雨災や台風災害等により荒廃しました奥地水源地域等の4カ所を復旧、整備するものでございます。

次に、緊急治山事業でございますが、7億2,700万円余の増額補正です。

これは、ことしの梅雨前線豪雨災で美里町、山都町等を中心に新たに発生しました山地災害箇所9カ所を緊急に整備するものでございます。

次に、単県治山事業も1億2,900万円余の増額でございますが、これも同様に、ことしの災害で発生した山地災害のうち国庫補助の対象とならない小規模被災箇所を復旧するもので、県営事業として、保安林内被災箇所の21カ所、市町村営事業として、市町村が実施主体となって復旧する34カ所について助成するものの両者でございます。

次に、最下段であります、保安林整備事業では4,700万円余の増額補正で、台風、豪雨等の気象災害で著しく荒廃した保安林におきまして間伐等の森林整備を行うものでありまして、地球温暖化防止森林吸収源対策の一環として取り組むこととしております。

14ページをお願いいたします。

治山施設災害復旧費の現年治山災害復旧事業で3億700万円余の増額補正であります、

これもことしの豪雨災により被災しました治山施設8カ所を復旧するものでございます。

以上、森林保全課といたしまして、14億7,100万円余の増額補正となります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○堤水産振興課長 水産振興課でございます。

説明資料の15ページをお願いいたします。

水産振興課でございますが、101万円の増額補正をお願いしておりますが、これは水俣市とか津奈木町、あるいは芦北町で構成をしております水俣・芦北地域振興協議会が、第4次水俣・芦北地域振興計画に含まれておりますアマモ場の造成、これを芦北地域で行っておりますので、これを支援するための費用として計上したものでございます。全額国庫委託事業でございます。よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○中村博生委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、議案等についての質疑を受けたいと思います。質疑はありますか。

○上田泰弘委員 済みません。熊本県農業公社の農地保有合理化事業について、ちょっと教えてください。これは全県的なものですね。

○伊藤農業経営課長 農業経営課でございます。

これは、以前農地管理公社とっておりました、それが合体して農業公社になっております。

農地保有合理化法人につきましては、売買契約について所管しております、これは全県下で行っているところでございます。

○上田泰弘委員 これ、J Aなんかと連携し

ながらされているという……。

○伊藤農業経営課長 JAにつきましては、県下のJAが農地保有合理化法人を持っておりまして、その中ではリース関係、賃貸借をしております、農業公社の方が売買、それから農協の方が賃貸借ということで一応すみ分けをして、お互い連携をとりながら業務を推進しているところでございます。

○内野幸喜委員 済みません。今と同じ熊本県農業公社のところなんですけれども、この中で畜産基盤整備事業、その中で家畜排せつ物処理施設等の整備とあるんですけれども、この家畜排せつ物の処理施設、この中でどうしても無臭にはならないと思うんですね。若干やっぱりにおいが出てくると。

そうしたときに、ちょっと伺ったところでは、例えば福岡県なんかだと、何かにおいを消すものに対して補助なんかをしているというふうに伺ったんですよね。このなおいについては、もしかしたら農林水産部とはちょっと別になるのかもしれないんですけれども、この熊本県農業公社の方で、施設の整備だけじゃなくてそういったところまで考えておられるのかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

○高野畜産課長 畜産課でございます。

先ほどの先生の御質問ですけれども、この基盤整備事業あたりで家畜排せつ物、特に堆肥舎あたり、これをやってるんですけれども、今のところ、におい関係というのをされる農家というのは、堆肥化することによってかなり熱が出ますので、それによって悪臭あたりはほとんど消えるような部分でございます。ですけれども、農家によっては脱臭装置までつけたいというみたいな部分で、これはオゾン脱臭とかなんとかいろんな脱臭装置があるんですけれども、そういったところをつけら

れている農家もございますけれども、一般的にはその脱臭までしてないような状況でございます。

○内野幸喜委員 そういったものをつけられる農家に対しては、何らかの補助というのはあるんですか。それはもう農家の方で独自にされているということなんですか。

○高野畜産課長 基盤整備事業でやられた農家の中で、一部は補助事業の中で見ているところもあります。

○内野幸喜委員 わかりました。

○中村博生委員長 いいですか。ほかに。

○前川収委員 森林関係の温暖化対策で、今回総額で4億1,920万5,000円補正予算として組んでいただいて、主に間伐等々の促進ということでありがたい予算を組んでいただいておりますけれども、ちょっと不安があるのは、なかなか林業関係非常に厳しくて、山の担い手が少ないという状況の中で、確かに温暖化対策ということで予算は堅調に伸びてきておりますが、予算を使っていただく受け皿としての林業従事者という部分が、もちろん機械高度化等々で対応しなきゃならない部分もあるとしても、なかなかその辺の人的整備が追いついてないような気がしているんです。

今回の4億円余の補正という部分については、きちっと消化できる見込みでももちろん組んでいただいている部分だと思いますけれども、その人的資源の開発等々も踏まえて、予算消化ができるのかどうなのか。各森林組合等々の受け皿に対しての説明等を含めて、ちょっとお話しいただければと思います。

○織田森林整備課長 森林整備課でございます。

今回御提案させていただいております補正予算、特に造林事業ということで、当然森林所有者の御理解もいただきながら、実質的には森林組合の皆様いろいろな努力していただいて、消化といいますか、当然、対象地を確保したりというような中でやっていかなきゃいかぬということでございまして、実は、若干まだ補正予算成立はしてないという状況ではございますけれども、一部、今後も含めてですけれども、今森林組合の皆さんですとか市町村の担当の皆さんだとかを対象にキャラバンをずっとやっておりまして、いわゆるこういう国全体の状況なり、熊本県としてこういう方向を出してきているということ、さらには補正予算でこういう事業量を議会の方に提案させていただいていると、そういう予算を提案させていただいているというようなことも含めて、今後の見通しなんかも含めていろいろ御説明をして回っているという状況でございます。

○前川収委員 森林組合とか、皆さん側、行政側というんですかね。森林組合は行政じゃないんですけれども、まあ山の担い手の利益を守る組合という形でやってらっしゃる皆さん方の側は、よくわかるんですけれどもね。

問題は地権者の方ですよね。水とみどりの森づくり税の導入をした後も、要するに荒れて危なく間伐してない未整備の山に対して手当てしますという話をして、要は地権者が合意してくれないと、人の土地を勝手にやるわけにはいかぬという部分がございます。

その辺のやっぱり、今キャラバンという形でやっていただいていると思いますが、地域の中にいらっしゃる地権者はよくわかってらっしゃるけれども、たまに県外で、土地だけ、山だけ所有しているけれども、県外に住んでいるという人たちもたくさん——そういう人たちが結構たくさん持っているという部分も

ございますから、もう一工夫しながらやっぱり森林所有者の理解をどう得ていくかという部分について考えて——難しいんだと思いますけれども、やっぱり一番使い勝手がいいのは森林組合でしょうね、その辺のところの情報をきちっと持っているという前提からいけば。そことの連携をしっかりと深めて、バックアップしていただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○中村博生委員長 ほかにありませんか。

○西聖一委員 5ページの普及関係の新規事業ですね。

産学官連携普及強化推進事業、中身については、もう県の農業研究センターの方でかなり技術確立している部分だと思いますが、それを普及段階で現場に落とししていくような事業ということでとらえてよろしいのでしょうか。

○本田農業技術課長 農業技術課でございます。

基本的には、昔の九州農試ですね。あそこで開発されました技術について、基本的に関係機関、JAだったり、いろんな機関が一緒になって現場の中で産地づくりを目指していく、もしくは現場の課題解決を図っていく事業というふうに理解していただいて結構だと思います。

○西聖一委員 農業研究センターと十分連携をとってやっていただければ結構だと思いますので、よろしく願いいたします。

○中村博生委員長 ほかにありませんか。

○高木健次委員 農業公園管理運営の事業の中で、18年度は50万9,000人、3年ぶりに50

万人の大台に回復したということですが、この大きな要因は各種イベント等が多かったということですかね。

○瀬口農林水産政策課長 農業公園は、そもそも屋外施設でございますので、第1番の理由としては、非常に天候に左右されやすいというのが1つあります。

例えば、最大のイベントでありますJAの植木まつりとかといったもの、非常に雨が多いと少なくなってくるというのが1つあります。

それに加えて、農業公園が指定管理者になっておりますけれども、いろいろと掘り起こしをやられて、新たな誘致イベントも開催されております。

例えば、合志市の誕生記念ふれあい産業まつりとか、それからヤンマー農業機械特別展示会など、こういった新たなイベントも掘り起こしされた結果、ふえているというふうに理解をしております。

○高木健次委員 大体天候に左右されるというのが要因だと思いますけれども、このいろいろなイベントのとき、非常に渋滞がひどいんですね、あそこは。その渋滞の原因もあって来客者が少ないと。どうせ渋滞するからということで、非常にそういうことでイベントがいろいろあっても控えておられるという方も多いんですよ。やっぱり駐車場関係、そして交通整理関係、この辺の一つの対応も重要な問題じゃないかなという感じがいたしておりますので、その辺もどうぞ対応していただけるならばと思います。

以上です。

○前川収委員 今、公共育成牧場も指定管理者ですかね——指定管理者。指定管理者を募集されたときに、農業公社以外で手を挙げたところはありましたか。

○高野畜産課長 この農業公社の中の畜産公共育成牧場、これは非公募でやってるんです。それで、一応4年間の非公募ということで、その後は一応民営化させる、そういった格好で募集しておりません。

○前川収委員 でしょうね。公募だけでは多分なかなか手が挙がらないんだろうと思って、だれも挙げないから農業公社がとったのかなというふうに思っていましたけれども。

経営内容、畜産環境が非常に厳しい状況の中で、この経営内容であればやっぱり厳しいんだろうと思いますが、4年後ということになると、あと何年か先、少なくとも2～3年先には、いわゆる公募で指定管理者を募集するということになるわけでしょうから、前提はですね。それまでにかんがりの経営改善というんですかね、ぜい肉をそぎ落とすことをやっておかないと、指定管理者を募集しても、現状の経営実態を見て手を挙げるところがないんじゃないかなという心配をしておりますけれども、その辺は何か対策をとってらっしゃるんですか。

○高野畜産課長 畜産課でございます。

先生、先ほど言われたんですけれども、一応もう21年度末をもって、とにかく県営牧場は廃止して、民営化ということで今進めておるようなわけでございます。それで、一応22年度からは、これはもう指定管理者じゃなくて、どこかの団体がするというみたいな格好になるかと思っております。

そういう中で、非常に公社の経営も厳しくなってきた部分で、いろんな検討会とか各団体さんあたりの意見を聞きながら、今いろんな内容を、その後どうするかを含めまして検討しているような状況でございます。

○前川収委員 じゃあ、もう指定管理者で公

募をせずに、いわゆる県有施設としてはもう廃止して、どなたか民間の企業なり組合なりがそれを買うかなんかしてですかね。財産としては残っているでしょうから、売るか、貸すかでしょうね。

○高野畜産課長 今のところ1つは、農業公社が独自でやるというみたいな部分も一つの選択肢じゃあるんですよ。そういう中で、特に今牧場につきましては、西原と球磨、2カ所あるわけですけども、西原については、村から今土地を借りて、それを公社に貸し付けてるような状況でございます。球磨につきましては、県有地でございます。それを今公社に管理委託をしているような状況でございます。

○前川収委員 いずれにしても、これから中身をきちっと詰めていかれるんだろーと思えますけれども、どなたか——多分想像できるのは球磨酪とか畜協とか、そういうところしか——一般的には普通の民間の方がぼんと買うというのは余り考えられない施設でしょうから、そういうところぐらいだろーなど、私は勝手に個人的に想像しているんですけども。

やっぱりかなり中身をぎゅっと濃縮させて、利益を出しやすい態勢というんですかね、体質というんですかね、そういうものをつくりながらやらないと、だれも後は引受手がなくなってしまうって、結局宙に浮いてしまったというようなことにならないように頑張ってください。

以上です。

○中村博生委員長 ほかにありませんか。

ないようですので、これで質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第20号から第22号までについて、

一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外3件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外3件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、本委員会に今回付託されました請願を議題とし、これについて審査を行います。

それでは、請第11号について、執行部から状況の説明をお願いします。

瀬口農林水産政策課長。

○瀬口農林水産政策課長 グリーンコープから、八代港近辺、八代市郡築で遺伝子組み換え菜種の自生が確認されているということから、遺伝子組み換え作物栽培の規制条例の策定と県の定期的な監視と調査、それから遺伝子組み換え菜種の運送業者及び製造業者等への指導ということで請願がなされております。

まず、遺伝子組み換え作物に対する国の対応ということでございます。

遺伝子組み換え作物については、国においては、食品の利用につきましては食品衛生法、それから飼料への利用につきましては飼料安全法、それから遺伝子組み換え生物等の使用等の規制による生物の多様性については、いわゆるカルタヘナ法と言われる法律によって安全性が確保されたものについて、その使用を認めております。

今回の遺伝子組み換え西洋菜種につきましては、農水省、環境省がカルタヘナ法に基づき環境影響評価等を審査しまして、遺伝子組み換え専用菜種が在来の生態系に影響を生ずることはないとして、輸入などを認めている



というものでございます。

こうした菜種のこぼれ落ちの自生につきましては、平成16年7月に、農水省が、茨城県鹿島港周辺において、食用油の原材料として輸入されました遺伝子組み換え菜種が輸送中に何らかの原因でこぼれ落ち自生していることを公表しております。現在も農水省及び環境省が継続して調査をしております。

この遺伝子組み換え作物栽培についてでございますけれども、この規制につきましては、カルタヘナ法により遺伝子組み換え作物の輸入や一般栽培を行う場合の承認については、科学的な知見に基づいて国が行うということにしております。

今回発見されました遺伝子組み換え菜種は、カルタヘナ法に基づいた各種試験、検査により、こぼれ落ちがあっても生態系に影響を与えることはないとして承認を受けているものでございます。

なお、グリーンコープが主張しておる遺伝子組み換え菜種と他のアブラナ科作物との交雑についても、これらのアブラナ科作物は、農業者が栽培し出荷する場合は、花が咲く前に収穫すること、それから農家において、種子は自家採取ではなく毎年種苗会社から購入しているというようなことから、交雑というような事態の発生する可能性は極めて低いものというふうに考えております。こういったことから、遺伝子組み換え菜種が野外で生育しても、農作物には影響は与えるということはないと考えております。

なお、こういった条例については、北海道、新潟県におきまして、商業栽培等の動きがあったところでございますけれども、そういった県で条例を制定しております。

以上でございます。

○中村博生委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

○西聖一委員 菜種については、今おっしゃったとおりで、直接熊本県には影響はないかと思えますけれども、遺伝子交雑するような作物については、ほかに大豆とか、そのほか稲、トウモロコシ等もあります。

今回、菜種と出ているから非常に取り扱いが難しい部分があるかと思えますけれども、遺伝子組み換え作物についての取り扱いについては、ほかに岩手や茨城、滋賀でもガイドラインというのも出ているようでございますから、よければ——いきなり条例制定というのは難しい部分があるかもしれませんが、今後検討していくような方向はあってもいいのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

○前川収委員 今お話もありましたけれども、請願の内容そのものは、もう菜種ということをしちっと明記されている内容でありますから、今、西委員がおっしゃったように、全体的な遺伝子組み換えの問題は問題としながら、今後も、当然今でも検討なさってらっしゃると思いますが、そういった問題意識は、きちっと執行部としては持っていたいただきたいということでもありますけれども。

今回のこの請願については、もうきちっと菜種ということでお話あるわけで、今説明を聞きますと、カルタヘナ法という法律によって安全と承認されているという前提からいけば、菜種に絞ったような条例というのは、県でなかなかつくろうと思ってもつくり得ないというんですかね、上位法がある以上は。そういう状況でありますから、今回は不採択でお願いしたいと思います。

○中村博生委員長 ほかにありませんか。

遺伝子組み換えについては、どがんですか。ほかの県とすれば、いろいろ問題等が起きるとる県はあつとですか。

○瀬口農林水産政策課長 遺伝子組み換え作物については、いろいろ承認されている作物はございます。ただ、現時点におきまして、一般の消費者の方の反対とかということで、日本国内においては、そういった商業栽培といますか、一般的な圃場において栽培をするというような動きは、現在のところ起きておりません。

○中村博生委員長 なければ、質疑を終了したいと思います。

次に、採決に入ります。

まず、請第11号について、いかがいたしましょうか。

○前川収委員 さっきも言ったように、今回はもう菜種ということをきちとうたってある請願内容でありますから、西委員がおっしゃった問題意識は執行部としてはちゃんと持っていていただきながらも、この請願についてはなかなか難しいと思いますので、不採択でお願いしたいと。

○中村博生委員長 不採択という意見がありますので、不採択についてお諮りいたします。

請第11号を不採択とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 異議なしと認めます。よって、請第11号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が5件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、瀬口農林水産政策課長から説明をお願いいたします。

○瀬口農林水産政策課長 県関与見直し実行計画に基づく県出資団体等の見直し状況報告という1枚紙を配付していると思います。

平成18年度3月に策定いたしました県出資団体等に対する県の関与見直し実行計画に基づくこれまでの見直し状況につきまして、県関与見直し実行計画に基づく県出資団体等の見直し状況報告に沿って御報告させていただきます。

農林水産部におきましては、先ほど経営状況を報告しました農業公社、林業公社を初め、10団体を対象として実行計画を策定しております。

この実行計画では、団体の存廃の方向性、団体代表者への県職員の就任の見直し、県職員派遣数の見直し、県費支出の見直しについて、それぞれ目標を掲げて取り組みを進めております。

農林水産部における昨年度までの全体的な見直しとしては、裏面の右下部分になりますが、平成19年度ベースで、平成16年度と比較しまして、県職員派遣5人の削減、県費支出6億円の削減等、実行計画に沿った見直しを進めているところでございます。

それでは、それぞれの項目に沿って、その取り組み状況について主な内容を御説明いたします。

まず、方向性及び取り組み状況の欄ですが、農業公社につきましては、先ほどの経営状況報告で説明いたしました内容と重複いたしますので、省略いたします。

次に、6番の畜産協会につきましては、平

成17年7月に肉豚価格安定基金協会と統合し、組織強化を図っております。

また、裏面になりますが、林業公社については、先ほども説明がありましたとおり、林業公社経営改善推進委員会における中間報告に基づく取り組みを検討、実施するとともに、存廃を含めた公社のあり方を検討しております。平成20年度までに方針決定を行うこととしております。

その他の団体は、法定規定事務を実施しております4の農業会議を除き、団体代表者への県職員の就任の見直しや県費支出の削減等を進め、県関与を縮小しながら、所管事務を適切に実施していくこととしております。

次に、団体代表者への県職員の就任見直しですが、業務の関連性でやむを得ないケースを除き見直すこととしておりまして、資料に記載のとおり、農業公社を初めとした各団体で見直しを行っているところでございます。

次に、県職員派遣数の見直しですが、農業公園への指定管理者制度導入に伴いまして公社への派遣を見直したこと等によりまして、平成16年度と比較して5名削減しているところでございます。

最後に、県費支出でございますが、各種補助金や委託料の見直しを図った上に、5の果実生産出荷安定基金協会で実施していた価格補てん制度が終了していることもありまして、平成19年度では、16年度から6億円を削減、3年間累計で12億円を超える削減を実施しているところでございます。

以上、取り組み状況を説明いたしました。昨年3月に策定しました県関与見直し実行計画に沿った内容で各団体とも着実に取り組んでおります。また、今後も取り組んでまいり次第でございます。

御報告を終わります。

○伊藤農業経営課長 農業経営課でございま

す。

品目横断的経営安定対策への取り組み状況ということで、1枚のペーパーでございます。御報告いたします。

書いてございますように、認定農業者1,435経営体、集落営農組織306経営体が、現在加入しております。

加入面積といたしましては、平成19年度の県の目標に対しまして、麦が同程度、それから米、大豆は大きく上回っている状況でございます。

1の大豆でございます。

イの加入状況の欄の一番下でございます。目標に対しまして、119.4%でございます。

それから、2の米でございます。

同じく、イの加入状況の表の一番下でございます。進捗状況といたしまして、140.8%と県の目標を大きく上回ったところでございます。

なお、参考といたしまして、麦の加入状況といたしましては、目標に対しまして96.8%ということで、ほぼ目標達成しているところでございます。

次に、裏面でございます。

3の推進上の課題でございます。

初年度の加入申請が終了いたしました現時点におきましても、現場の実態に即していないといった意見がまだ多くございます。

主な意見といたしまして、1から5まで上げております。

こういう現場の実態に即していないという意見をもとに、農業者、農業団体、市町村等の意見を踏まえ、現場の課題について、具体的に現在整理しているところでございます。

なお、今月の13、14の両日におきまして、農水省の全国キャラバンが熊本に来ております。そこにおきまして、県、市町村、それから農業団体、さらには現場の農業者の方々を集まっただきまして、生の声としていろいろ御説明、それから要望をいたしている

ころでございます。

4の今後の推進方策でございますが、(1)といたしまして、農業者、組織への対応ということで、これまで以上に多くの農家が参加した地域営農組織を設立させるとともに、設立後はその組織の経営安定が図られますよう、組織の熟度を高めることが必要であると認識しております。

今後とも、農家の不安が払拭できるよう、各地域の農家ニーズに応じたきめ細やかな対応を行っていきたいと考えております。

また、集落リーダーに対する講習会の開催、農業機械の導入支援などを実施、あわせて、組織の連携強化のための連絡協議会を発足させたいというふうに考えております。

それから、国等への働きかけでございます。

今後とも、必要に応じ、必要なものは国に積極的に働きかけていくということで対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○進藤農村計画・技術管理課長 農村計画・技術管理課でございます。

国営川辺川土地改良事業(利水事業)の現状と今後の進め方についてというペーパーがございますが、これに基づきまして御報告させていただきます。

本件につきましては、本会議におきましても、代表質問あるいは一般質問で取り上げていただいております、質問、答弁がなされたところでございます。

本報告におきましては、現状を簡潔に御説明させていただきながら、今後の進め方を詳しく説明いたしたいというふうに思います。

まず、現状でございますが、5月14日に、地元の関係6市町村長の中で会議が持たれております。しかしながら、現在、その会議の中に相良村は参加していないというような状況でございます。

そういった中で、相良村を除くほかの5市

町村では、10月下旬から11月上旬にかけて、各市町村ごとに農家説明会を開催するというところで決定されております。

現状の一番下のポツの部分でございますが、こうしたような状況の中で、8月末に示されました国による平成20年度予算の概算要求におきましては、19年度と同様に、暫定水源や利水案の取りまとめに要する予算ということで3億円要求されてございます。しかしながら、国は、12月末の予算編成までに、地元の合意形成が図られることが予算計上の前提というような意向を示しているところでございます。

今後の進め方でございますが、利水事業につきましても、所要の進め方を進めるためには、土地改良法上、関係市町村長の同意というのが不可欠でございます。したがって、関係市町村長すべての合意が必要ということでございます。

また、今後の展開でございますが、やはり地元が事業の行く末をどのように考えるかが基本ということでございまして、まずは地元市町村間で真摯に協議調整がなされることが重要ということでございます。

また、事業主体の国は、予算計上の前提は地元合意形成ということで意向を示されておりますが、ここに至った経緯を再認識いただきながら、農家の意見を含めた地元市町村の意向等をしっかりと見きわめていただいて、今後の対応を判断していただきたいということでございます。

県といたしましては、利水事業がこのような形で予断を許さない状況であるということの認識を持ちまして、そういった中で、今後予定されている農家説明の状況、関係市町村長の協議の状況、さらには、12月の政府予算決定に向けた国の動向を注視して、農家中心という大原則を念頭に置きながら、県として何をなすべきかを見据えた上で、精いっぱい対応してまいりたいというところでござい

す。

以上でございます。

○織田森林整備課長 まず、いよいよ間近となりました第31回全国育樹祭につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

その資料の2の開催の概要でございますけれども、主催は、熊本県と国土緑化推進機構でございます。

開催日は、本年の11月4日日曜日、会場は、阿蘇市の阿蘇みんなの森でございます。参加者は約6,000名を予定しております。

式典の行事といたしましては、皇族殿下によるお手入れ行事、いわゆる枝打ちをやっていただく予定でございます。それから、皇族殿下のお言葉、緑化功労者等の表彰、緑の少年団活動発表などを行います。

3の開催準備の状況でございますが、今回の育樹祭につきましては、あらゆる場面で県民の参加をいただきながら、県民の手づくりによる育樹祭となるように準備を進めてきております。

具体的には、大会テーマですとかポスター原画等に県民から提案をいただいたり、飾り花の栽培、木製プランターの製作等に高校生とか緑の少年団、ボランティアの協力をいただいております。また、企業、団体から協賛をいただいておりますし、物販、展示などへも協力をいただくこととしております。

さらに、式典の参加者につきましては、いわゆる林業関係者だけではなくて、広く県民の皆様に参加いただくよう呼びかけを行っておりまして、現在、最終の参加者の確認を行っているという状況です。

裏面をお願いします。

今回の育樹祭を県庁挙げて運営するために設置しました第31回全国育樹祭熊本県実施本部におきまして、運営マニュアルなんかもつくりまして、現在これによるリハーサルを行うなど、最終の準備作業を進めているという

状況でございます。

4の併催・記念行事でございますけれども、資料にあるようなそういう併催記念行事を行って、育樹祭の開催に係る機運はもとより、県民参加の森づくりへの機運を一段と高めていきたいというふうに考えております。

この育樹祭につきましては、県議会の先生方にも、式典への参加など、何とぞ御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、今般、地球温暖化防止に関連いたしまして、熊本県森林吸収量確保推進計画という計画を策定いたしましたので、その概要について説明いたします。

資料の計画の趣旨の部分でございますけれども、その前に、御存じのとおり京都議定書では、日本は、第一約束期間、平成20年度から24年度の5年間における年平均の温室効果ガスの排出量を平成2年の排出量から6%削減すると、このうち3.8%を森林による二酸化炭素の吸収で賄うということとされておまして、今回策定しました計画につきましては、3.8%の確保に向けまして熊本県として関連する対策を推進するために、基本方針ですとか整備、保全の目標、それから、講じる措置などについて定めるものでございます。

3の策定日、計画期間は、記載のとおりでございますけれども、計画期間につきましてはの終期は、第一約束期間の最後の平成24年となっております。

4の計画の概要でございます。

基本方針の部分では、1つ目の丸にありますように、京都議定書において、二酸化炭素の吸収源としてカウントできる森林、これは1990年以降、適正に整備、保全されている森林でなければいけない、これをFM林と言っておりますけれども、そういう森林でなければいけないというふうにされておまして、具体的には育成林、いわゆる人工林と考えていただいていると思っておりますけれども、その育成林については間伐等の手入れがきちんと行

われている必要がありますし、また、天然林につきましては、保安林等によります保護、保全措置がきちんととられてなければいけないというふうにされておりました、そういったことを適切に実施することが必要であるということをそこでうたっております。

それから、(2)の整備、保全面積の目標の部分につきましては、育成林の目標FM林面積、いわゆる先ほど申しましたように、二酸化炭素の吸収源としてカウントできるような適正な整備が行われている森林の面積の目標といたしまして、17万6,000ヘクタールを確保するという、それから天然生林につきましては、2万3,000ヘクタールを確保するという、そういう数値目標を掲げております。

なお、育成林の目標FM林面積の17万6,000ヘクタールのうち9万ヘクタールは既に適正な整備が行われてFM林となっておりまして、したがって残りの8万6,000ヘクタールについて、この6年間で間伐による整備を行っていくということとしておりました、これが年平均1万4,500ヘクタールということになります。

裏面をごらんいただきたいと思っております。

そのために講じる措置の部分につきましては、間伐ですとか跡地の適切な更新、それから保安林の計画的な指定、労働力の確保、木材利用の拡大、県民参加の森づくりなどを進めるということを掲げております。

なお、今回の補正予算におきまして、先ほど申し上げました年平均1万4,500ヘクタールの間伐を進めるために、約3,500ヘクタールの追加的な間伐の実施に必要な予算を提案させていただいていると、こういう状況になっているということでございます。

以上でございます。

○中村博生委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思っております。質疑はありませんか。

○内野幸喜委員 品目横断的経営安定対策の件なんですけれども、この中で推進上の課題、主な意見を幾つか出されているんですが、その中で過去3カ年の生産実績、例えば今までが4ヘクタールだったと、ことさらに5ヘクタール、10ヘクタールふやした方、そういった方についてはどうなるのかなど。

ちょっと私がお伺いしたところだと、担い手経営革新促進事業というのがあると、ただ、これを本当に皆さん御存じなのかなど、そういったところをちょっと疑問に思うときがあるんですね。

この担い手経営革新促進事業については、どういう形で今周知されているのか、ちょっとお伺いしたいなと思っております。

○伊藤農業経営課長 まず、革新事業の件でございますが、現在の進捗状況といたしましては、各地域からの取りまとめを行い、それから農水省の方に提出しておりました、今後農水省の直轄事業でございますので、結果はいずれ——いつかというのはちょっとわかりませんが、また結果が出るものと思っております。

確かに、革新事業というのは、過去実績のない方々のためにそもそも制度が創出されたこともございますが、現実の推進上いろいろな条件がございまして、やはりなかなか生産者の方々の御希望に沿うような形でやれてない部分も確かにございます。

そういうことで、先般のキャラバンの中でも、過去実績についてが、やはり以前の対策に比べて支払い額が実績として下がっているじゃないかと、そういう現場の声も国の方に直接言っただいただいているところでございます。

そういうことで、農水省の方も、そういったいろいろな不満といいますか、不安といいますか、そういうものを受けとめて今回全国

キャラバンを行ったわけでございまして、その結果につきましても、また検討されて、現場の方、私たちの方にも返していただくということで農水省も考えているということを発言されておりまして、またその辺を踏まえながら、こちらとしても今後推進上の課題について整理していきたいというふうに考えております。

○内野幸喜委員 今私が言ったことについては、これからふえるんじゃないかなと思うんですね。つまり、認定農業者が4ヘクタールと、4ヘクタール持てない方というのが、やはりいろんな方に貸されて、そうした場合に、やっぱりここ1～2年で10ヘクタールとかふえる。だから両極端に分かれると思うんですね。

そういった過去3カ年じゃなくて、今お話にあった担い手経営革新促進事業ですか、こういったことの周知とか、こういった事業もあるんですよということを、ぜひ広く皆さん方に周知されるような形の徹底をお願いしたいなと思います。

○伊藤農業経営課長 今、委員の方から申されたことにつきましては、また集落座談会等推進のときに、折に触れて周知徹底をしていきたいというふうに考えております。

○前川収委員 関連でよろしいですか。

私も、ずっと品目横断的経営安定対策、質問も用意したんですけども、なかなかきっちり言いたいことが言えなくて、時間が足りなくて申しわけなかったんですけども。

今内野委員が言ったようなお話も含めて、もともとやっぱり規模拡大をしていくながら、なおかつ自給率を高めていこうという大きな命題に向かっていくはずの制度なのに、緑ゲタですか、3年の過去実績に基づく緑ゲタとか、何か黄ゲタとか、よくわからないと

ころもあるんですけども、そういった部分でなかなか制約が大きくて、率直に言って、地元農家の皆さん方からは、もうやっぱり余り評判よくないですね。

ただ、制度としては、やっぱりこういった集落型でやっていくしかないというのはみんなわかっていらっしゃいます。わかっていらっしゃるけれども、やっぱり転換期というんですかね、そういった部分で、非常に事務の煩雑さであったりとか、本来の趣旨から考えれば、過去実績が仮に1年とか2年しかなかったにしても、規模拡大をしていこうという形であるならば、それは認めるべきじゃないかという話があるにもかかわらず、なかなか難しい。

また、別に今おっしゃったような部分ではやれるといっても、ゼロからやるときにはしやすいくれども、1年やってみました、2年やってみましたと、3年なかったものは、過去実績の3年なかった人たちは、非常に中間的に切り捨てられてしまうという制度の矛盾というのがあることについてもわかってます。

そこで、その全国キャラバンをなさったという話でありますけれども、私は、本当は今議会で意見書を出したいと思ってたんです、この委員会の中で。議論をした上で、国に対する意見書というものをまとめて、品目横断そのものが悪いんじゃないかと、変えるべき部分を変えていただきたいという意見書をつくりたいというふうに思っておりましたが、全国キャラバンが来るという話があったので、ちょっと一呼吸置いて、その経緯結果を見たと判断しようというような思いを個人的に持っておったわけですけども、全国キャラバンの結果については、大体いつごろ国からは出てくるんですか。

○伊藤農業経営課長 そこは、まだ確認はしてないところでございますが、来年度の予算との絡みがございますので、そのあたりじゃ

ないかなという感じがしておりますが、ちょっと具体的にいつというのは、まだ聞いておりません。

○前川収委員 来年度の予算の絡みとなると、我々は、こういった委員会を——きちっとまた本会議まで通さないと意見書を出せないわけですけれども、12月県議会という話になっちゃうと、もう概算要求が固まってしまって、来年度予算が固まった状況の中で意見書を出しても余り意味がないのかなということを思っております。

そこで、内容については、本当たくさんあるんですね。それは一つ一つ拾い上げれば切りがないぐらいにあるんですけれども、幾つかの項目、特に現場の声を吸い上げた部分の中で、今内野委員が御指摘いただいた規模拡大がなかなかできない。現実そうなんです。できない制度上の問題、3年間という規定のやっぱり矛盾、こういった部分を、主なものでいいですからまとめた上で——12月を待ったって間に合わぬとですよ、現実的には。

その意見書が通っていったにしても、来年度予算に反映できない形になりますから、内容を少しまとめていただきながら——項目はもうわかってるんですよ、大体。言葉で言えられるのがなかなか面倒くさい。それで言うことすら制度上の難しさがあつてなかなか言いづらい話があるんですけれども。

委員長、いかがでしょうか。委員の皆さん方から御賛同いただくことができれば、この品目横断を、悪とするものじゃなくて、これはこれで推進するべきだということを前提としながら、部分的に非常に農家に不満が多い部分、今言った部分ですね、をやっぱり改正してもらいたいというような趣旨の意見書というものを委員長の方で取りまとめられて、お出しいただければありがたいなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○中村博生委員長 今、前川委員の方より、意見書の提出のお話、品目横断の中身的に変えていただきたいという部分を意見書として提出したいということでございますけれども、委員の皆さん、よろございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 ありがとうございます。意見書案については、私に一任していただいてよろございますか。

(「はい、お願いいたします」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 ありがとうございます。ほかにございせんか。

○上田泰弘委員 これはもう要望です。

このキャラバンが来るという話があつて、ぜひ本当は参加させてくださいと言って、断られたんですけれども。でも、やっぱり地元の人から聞いても、この安定対策事業に関しては、なかなかいろんな要望も出てますし、やっぱり現場に合っていないというような話もいろいろ聞いています。

ということで、今回いろんな方、選抜された方々が、この会に来て意見を言われているということだったものですから、もしよければ、そこでどういう意見が出たのかを、生の声を何かまとめてもらつてというか、何か簡単な資料にでもしていただいて、そのうちいつか見せていただければというふうに思います。済みません。

○伊藤農業経営課長 また後日……。

○上田泰弘委員 はい、お願いします。

○中村博生委員長 ほかにありませんか。なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他に入りますけれども、何かご



ございませんか。

○内野幸喜委員 9月10日だったと思うんです。これは滑石漁協の方なんですけれども、ある座談会の中で、ノリを生産されている方とかが海に入っているときにちょっとした高い波が来ると。それが最初何の波なのかなと皆さん思ってたらしいんですけれども、どうも熊本から島原に向かっていてオーシャンアロー、その波らしいんですね。

私たちも実際見にいきました。そのときはたまたま風が強くて、波がそんなには——風が強くて波が強かったので、そのオーシャンアローからの波というのは来なかったんですけれども、実際にノリとかの生産に従事されている方の話によると、風がないときなんかというのは、2時間に1度必ず来るらしいんです。高いときは1メートルから1メートル50ぐらいと。特に、潮が引いてるときにはやはりその波が強く高くなると、やっぱり津波みたいな形で。

本当にそういうのがあるんだろうかなと思ってたんですけれども、熊本県の漁連の第2部会の方が、熊本フェリーとこれは熊本県の土木部長の立ち会いのもと、協定書というのを策定されてるんですね。これ2部会ですね。だから、恐らく河内とかその辺だろうと思うんですね。距離的に河内よりも玉名の方が遠いんですけれども、ただ、玉名の方にも実際そういう波が来ると。

それに対して、これはもしかしたら農林水産部とはちょっと違うのかなと思うんですけれども、ただ、実際にだばっていうんですかね、ゴムの。水が、何というんですかね、ここから水が、皆さん入ってくると。今はもう2時間おきというのがわかってらっしゃるので、その時間帯は出ないと。以前は、わからなかったときはそのまま海の中に入られて、高い波が来て水が入ってやっぱりちょっと危険なこともあったということなんですね。2

時間置きということをもう御存じの方は、その時間には行かないと。

ただし、例えば引いてるときなんか、アサリとかをとられている一般の方、そういった方というのは、やはりそういう波が来るとは恐らくわからないと思うんです。やっぱりそうした人たちも危険なのかなと思いますので、恐らく2部会の方は、そういったことからこの協定書を結ばれていると思うんですね。

1部会、要するに大浜、滑石とか横島とか、そういったところも、こういう協定書というのが可能なのかどうかということですね。これ、農林水産部と若干やっぱりかかわりがあると思うんですよ。その辺……。

○堤水産振興課長 水産振興課でございます。

フェリーの運航でございますので、我々としてはちょっと所管をしているところではないわけでございますけれども、水産に関するということでございます。漁業被害に関する内容でございますので、水産振興課の方から、十分ではないと思いますが、お答えをさせていただきます。

このオーシャンアローという船でございますけれども、これは熊本港とそれから島原港を結ぶフェリーでございます。かなり大きなフェリーであると。しかもスピードが出るというようなフェリーでございます。ですから、熊本港に入港するときには、その近くの周辺に大きな波が押し寄せているようでございます。

そういったことから、この周辺のノリ養殖とか、あるいは採貝業、この安全を確保するというので、今内野委員がおっしゃった、漁連2部会とオーシャンアローを所有しています熊本フェリー株式会社の間で協定が結ばれているというところでございます。

実は今、委員のお話しになった玉名地域と

いいますのは、この熊本港、それから島原ライン、島原港を結ぶラインからは随分離れておりますので、我々としては、影響があるなんて考えたことが実はなかったわけでございます。

これからは、この地区の漁協でさらに詳しいお話をお聞きいたしまして、我々として何かできることがあれば、それについて対応してまいりたいというふうに思っております。

それから、フェリーの運航につきましては、これは管轄しているところが多分九州運輸局、あるいは海上保安部というところではないかと思っておりますので、この協定についての話も含めまして、きちっと今の委員のお話は伝えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○内野幸喜委員 島原発熊本行き、このときの方が波は高いということなんです。この前私が行ったときは、そういう波はちょっと起こらなかったんですけども、風が強くて、波がもともと高かったということです。

できれば、ぜひ一度現地を見ていただいて、ただ、これは行ったからといって、すぐそのときに見れるというわけではないですよ。やっぱり風がないときとか、そういう条件が重ならなと、なかなかそういう高い波に遭うということはないんですけども。

ただ、そういう従事されている方からすれば、やはりもう以前からそういったものがあるということなので、ぜひ現地を一度視察していただいて、これ根気が要る視察になるかもしれないんですけども、ぜひそういう現場にも足を運んでいただきたいと思っております。

○中村博生委員長 現地調査をよろしく願いいたします。

ほかにございませんか。

○西聖一委員 済みません、2点お願いいた

します。

1つ目は、今ガソリンが相当高騰しております、当然農林水産業に関連するA重油も高騰していると思います。

この問題は、3年前も起こって相当そのときも議論されておりますけれども、そのときと今回の影響幅ですね。値上げの影響幅の状況、それから、それが今後どういうふう予想されるかということをお聞きしたいのと、当然、対策をどのようにしていくのかということをお聞きしたいと思っております。

○瀬口農林水産政策課長 原油価格についてでございますけれども、最近でも新聞で、ブッシュあたり80ドルを超えたというようなこと、高値を更新しているというような状況がございます。

こういった18年度以降に高くなっておりまして、農林水産業用の燃料とか、あるいは資材価格の高騰など、大変大きな影響を受けるだろうというようなことを思っております。

現在のところ、経営自体にも大きな影響を及ぼしているような認識は持っております。

例えば農業関係では、米の乾燥施設とか、あるいはコンバイン等の機械の燃料のほかにも、園芸施設用の暖房施設といったもの、あるいは被覆資材等の価格が高騰するというような影響が懸念されております。

また、畜産関係では、バイオエタノールに利用するトウモロコシの値段が高くなっておりまして、家畜用飼料価格の上昇というようなことも引き起こしております。

林業関係においても、乾燥機械とか、高性能機械など、燃料価格の上昇の影響がありますし、水産業の関係でも、漁船の燃料価格とか、あるいはノリの乾燥施設の燃料等、価格が上昇するというような格好になっておりまして、経営に対しての大きな懸念がございます。

燃料自体はどうなっているのかと申します

と、平成17年4月、1リットル当たりA重油で55円だったものが、19年6月には76円と、21円のアップをしております。こういった、例えば施設野菜といったものをやっておられる方の経営には、大変大きな影響があるんじゃないかというふうに思っております。

このため、農林水産部では、庁内連絡会議というものを開催いたしまして、原油価格の状況を定期的に把握しますとともに、技術対策等の情報を収集して、そういったものを農家へ伝えていくというふうにしております。

具体的な対応につきましては、まず1番目に、技術情報を提供するというところでございます。

省エネ技術の的確な情報を収集し、農家に迅速に提供するということ。

具体的に申しますと、ハウス内の気密性を高めるとか、暖房機の点検整備を進めるとか、多層カーテンの導入を図るとか、あるいは栽培管理を工夫していくといったことの技術情報を提供したり、あるいは省エネ機械に対する支援、これについては、単県事業の園芸新たな挑戦強化対策事業とかといったものを使って農家を支援していくと。あるいは、制度資金を利用して、農家の経営の支援をするということをしております。

それから、3番目が、畜産の配合飼料の高騰に対する支援としましては、飼料の購入に要する資金を融通する家畜飼料特別支援資金融通事業というものが19年度から実施をされております。

そのほか、試験研究においても、こういった省エネ対策というものを研究していく、あるいは国に対しても、省エネ等のいろんな政策についての要望を行っております。

以上が、我々、現在原油価格高騰に対する対応ということでやっておるものでございます。

○西聖一委員 大変しっかり取り組んでいた

だいているので安心しておりますが、たまたま今暖冬で本当に暑いので、意識がまだなかなかかわかないんですけれども、必ず12月、1月になればまた大分問題になるんだと思いますので、よろしく願いいたします。

もう1点は、緑資源機構が今後廃止という話を聞いていますけれども、その後、今やっている事業はいっぱいあると思うんですね。その継続している事業の進捗状況と事業主体が変わった後の取り扱いをお聞きしたいと思います。

○進藤農村計画・技術管理課長 農村計画・技術管理課でございます。

まず、緑資源機構の問題でございますが、これにつきましては、本県関係では、現在実施されております事業が阿蘇小国郷区域特定中山間保全整備事業でございます。

この事業でございますけれども、現在事業費ベースで45%の進捗ということでございまして、平成21年度での工事完了という予定でございます。

これは新聞報道等でもなされておりますが、本年の7月26日に、これは緑資源機構を所管する農水省が、緑資源機構談合等の再発防止のための第三者委員会というのを設置しております、この中間取りまとめが7月26日に行われているわけでございます。

この中で公表されておりますのが、緑資源機構については、平成19年度をもって廃止するということが1点ございます。あとは、特定中山間保全整備事業につきましては、必要な見直しを行った上で、他の法人に継承して実施するということが公表されているわけです。

こういった中で、平成19年8月31日でございますけれども、農水省内におきまして、また今度は別途特定中山間保全整備事業の効率的整備手法検討委員会というのがございまして、この中で審議がなされていまして、まず

は見直しの部分でございますが、約5億円の縮減を図って継続していくということで、これは検討結果として出されております。

したがって、これは約5億円の縮減をこれから検討していきまして、平成21年度完成までにこの事業は実施されていくと。ただし、緑資源機構は、19年度をもって廃止されますので、別の法人にこの部分の事業は継承されて、所要の効果が出るような整備がなされていくということでございます。

○西聖一委員 事業主体が変わったことによって、事業が途中でポシャることがないようにくれぐれもお願いしたいと思います。せっかく実施した事業ですから……。

○井手林業振興課長 緑資源機構のうち、幹線林道の分について御説明申し上げます。

国におきましては、緑資源機構の廃止に伴いまして、幹線林道につきましては、補助事業として、県の事業として移行できないかという中間報告の取りまとめをされたところがありますが、8月31日に、林野庁の方から、関係道県の主管課長会議が開催されまして、その席上、基本的に廃止はもう前提としながら、幹線林道につきましては、3分の2の補助の都道府県の事業として移行できないかということで、財務省に対しても概算要求しているということで方針が示されました。

県としますなら、この間、国が計画した事業だから当然国の方で最後までやっていただきたいということで、知事連名で再三陳情もいたしましたけれども、結果的には方針が変わらないということで、去る9月6日に県内の関係市町村にお集まりいただきまして、その後の対応につきまして協議したところであります。

1つには、人件費の問題、あるいは県の予算、今県は負担金としまして25年割賦払いをいたしておりますが、県が事業主体としてや

ると、単年度で予算措置するなど、予算的な面もございまして、そうした課題を検証しておるところであります。早急に、国に対して、新たな要望も含めまして、結論を出したいということで今検討中でございます。

以上でございます。

○西聖一委員 もうとにかく事業をやった以上は必ず100%実施していただいて、費用対効果きちんとできるようにお願いいたします。地元も要望しているわけですから、お願いいたします。

○中村博生委員長 ほかにありませんか。

○田端義一委員 昨日だったですかね、昭和40年代前半からいわゆる農地の基盤整備事業が行われまして、その基盤整備事業の中で地下埋設管ですね。それにいわゆるアスベストが入った石綿管を利用しているということをお聞きしましたけれども、その石綿管のいわゆる埋設の置きかえ工事等の計画はないかですね。県内にそういったアスベストを利用した地下埋設管を利用している面積等は把握されているかということをお尋ねしたい。

○進藤農村計画・技術管理課長 農村計画・技術管理課でございます。

土地改良施設におけますアスベスト対策につきましては、現在7カ所の排水機場につきまして、これは露出しているものですから、この部分を優先して、18年度から県営土地改良施設とアスベスト対策事業ということで排除工事を実施して、石綿に起因する影響の未然防止を図っているところでございます。

この工事につきましては、18年度6カ所、19年度1カ所を実施する計画でございますが、現在排水管の方につきましては、まだ具体的に、どれぐらい広がりがあり、どれぐら

いの量があるかということについては、しっかりと把握をまだしていないという状況でございます。

○田端義一委員 それから、いわゆる土地改良区で市町村がやった事業についても、いろいろ該当する地下埋設管が入っていると思うんですよ、40年代前半は。非常に広範囲にわたっていると思いますけれども、そういった実態というのは、やっぱり市町村営でやったり、また土地改良区営でやったりする事業というのは非常に面積的に広いと思うんですよ。それを全面的に入れかえるということになると、相当な費用がかかると思うですたいね。

その費用について、いわゆるどこが負担するのかということですね。そういった基本的な考え方というのは、まだ県の方にはないんですかね。

○進藤農村計画・技術管理課長 アスベスト管につきましては、基本的には今露出しないわけでございますので、例えば更新の時期にアスベストが飛散をしてしまうとか、こういったことがやはり問題になるというふうに思っております。

したがって、我々の方も、事務レベルにおきましては、どのような工事がなされていて、どれぐらいのものがあるかということ、きっちりまだ把握して公表するまでには至ってませんけれども、事務レベルではそういう整理を行いながら、更新するときにはどういった対策が必要かということは、これは全国的な課題でもございますので、十分関係する県あるいは農林水産省等とも連携しながら、どういった方法で更新していくかということについては、実際に更新する時期を見据えながら、しっかりとその辺は対応してまいりたいというふうに考えております。

○中村博生委員長 ほかにありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 なければ、以上で本日の議題を終了いたしました。

最後に、要望書が4件提出されておりますので、参考としてお手元に配付しております。ごらんいただければというふうに思います。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午前11時54分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

農林水産常任委員会委員長